

法学既修者選抜試験・民事法問題

民事法 1 (配点 130 点)

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 瑕疵担保責任と債務不履行責任の関係
- (2) 「共同相続」「遺産分割」「相続放棄」の各事案における民法 177 条の適用の有無
- (3) 表意者が錯誤無効を主張する場合における相手方保護

II 次の事例について、後の各問い合わせに答えなさい。

2006 年 3 月、X は、R 市内に甲土地を有していたが、これを R 市に道路用地として売却し、代替地を購入することとした。そのさい、甲土地を売却する売買契約の仲介をし、所有権移転登記手続等を担当したのが、S 土地開発公社であった。S の職員であった A は、所有権移転登記手続のための司法書士への依頼から登記費用の支払まで、諸手続を X のために代行した。そのとき A は、親身になって X の相談に乗ってくれたので、X は、A を信頼し、以後、さまざまな依頼を A にするようになった。また、A も、自分の起こした交通事故の示談金を X に用立ててもらうなど、X には大いに世話をになっていた。

X は、A に対し、適当な代替物件があれば世話をしたいと頼んでいたが、2007 年 1 月 18 日、A は、X に対し、M 所有の乙土地を代替物件として紹介した。X は、乙土地を気に入り即座に購入を決め、2 月 3 日には、A から指定された M 名義の口座に代金 7300 万円を振り込んで支払を済ませた。この売買契約においても、X は、A に対して、M との間の交渉や登記手続等に至るまで一切を任せていた。3 月 6 日には、M から X への乙土地の所有権移転登記手続が完了し、X は、A から、M の署名押印のある乙土地の売買契約書と登記手続に必要となる書類を受け取った。

それから 1 カ月余り後の 4 月 10 日、X は、自分は今は乙土地を利用するつもりがないから、誰か借りてくれる人を見つけてくれないかと A に相談したところ、A は、それなら不動産業者に頼んであげるから、管理委託料 240 万円を預からせて欲しいと言った。そこで、X は、A に言われるままにこれらを A に交付した。

同年 5 月 10 日、今度は、X は、A に対し、X が 10 年前に B から購入し所有権移転登記をしないままにしていた丙土地の所有権移転登記手続を依頼した。そのさい、X は、A から、丙土地の所有権移転登記手続に必要であると言われ、5 月 12 日、印鑑登録証明書と実印を A のもとに持参した。A は、X に指示して、A の用意していた書類数通に署名押印をさせたが、そのなかには、X が A に対し乙土地を代金 4300 万円で売る旨の不動産売買契約

書も含まれていた。Aは、これらの書類を用いて、5月16日、XからAに対する乙土地の所有権移転登記をした。

同月23日、Aは、乙土地に銀行Nのための抵当権を設定して1500万円を借り受けた。この1500万円も使い果たしてしまったAは、2008年2月22日、たまたま道路用地の売却に伴う所得税の申告の相談に来たYに対して、乙土地を売却しようと考えた。Aは、前所有者との関係で不本意ではあったが乙土地を購入したこと、購入資金は父の遺産と銀行からの借入金で賄ったこと、義父が突然倒れたため、二世帯住宅を建てて同居しなければならなくなってしまったこと、そのためには、少し損をしてもかまわないと乙土地を急いで売却したいと思っていること、Yにとっても乙土地の購入は税金面で有利となることなどを説明し、乙土地の購入を勧めた。Yも、Aの熱心な説明や勧誘により、乙土地を買ってもよいとの意向を固めた。

翌23日、Aから呈示された乙土地の登記事項証明書を見たYは、間違いなく乙土地の所有名義がAになっていることや、AがSの職員であって信用できる人物であると思っていたことから、Aから乙土地を3500万円で買い受けてもよい旨返答した。もっとも、乙土地にはNの抵当権が設定されていたため、Yも当初は難色を示していたが、Aが、内金3000万円を支払ってくれれば、それで弁済してすぐに抵当権を抹消する旨答えたので、Aとの間で正式に売買契約を締結した。ところが、Yが3000万円を支払ったにもかかわらず、Aは抵当権の抹消をしなかった。そこで、Yは、とりあえずの措置として、3月20日、事前にAから預かっていた書類を用いて、AからYへの乙土地の所有権移転登記手続を了した。

同年5月13日、Xは、日本不動産鑑定評価事務局から、乙土地の売買価格を教えてほしいとの照会文書を受け取った。Xは、乙土地を売却したことではなく、おかしいと思いAに連絡をした。Aは、Xに対し、間違いであるから書類をもって鑑定評価事務局に説明に行くと言って照会文書を持ち帰った。このとき、Aは、乙土地の権利証と預託金240万円の返還は5月18日以後になるとの説明をYにしたが、同月18日が経過しても、AはXに乙土地の権利証と預託金を返還しなかった。この段階に至り、XはAに騙されていたことにようやく気づいた。

- (1) Xは、Yに対して乙土地の所有権が自己にあることを主張したい。そのために、Xがとりうる法律構成にはどのようなものがあるか。考えられる論拠をすべて列举しなさい。
- (2) Yは、Xからの上記請求に対して、どのような反論をなしうるか、述べなさい。
- (3) あなたが裁判官だとしたら、(1)と(2)におけるXとYそれぞれの主張をふまえ、この事件につきどのような判決を下すか、述べなさい。
- (4) 上の事例において、2002年4月20日に、Yが、Aの一連の行動につき事情を熟知するZに対して、乙土地を譲渡し移転登記も経由していたとする。この場合、XのZに対する乙土地の所有権確認の訴えは認められるか、論じなさい。

民事法2（配点 70点）

III 次の事項について、それぞれ200字以内で説明しなさい。

- (1) 取締役の選解任権付種類株式
- (2) 発起人の価額填補責任
- (3) 株式の無償割当て
- (4) 手形の偽造

IV 次の事例について、各小間に答えなさい。

Y社は取締役会設置会社である。Aが株主総会で取締役として選任され、その後開催された取締役会でAが代表取締役に選定されたところ、当該株主総会の招集通知の発送に遗漏があるとの理由でX（X自身は通知を受け取っている）が決議の効力を争う訴えを提起した。

- (1) この場合どのような方法で争うのか。その訴えは認められるのか。
- (2) (1)の請求が認められた場合に生ずるのはどういう問題か。その問題についてはどのような解決方法があるか。
- (3) Y社は監査役設置会社である（会社法389条1項が規定する定款の定めはない）。監査役の監査と取締役会による監督にはどういう差異があるか。
- (4) 会社法上監査役の監査の実効性を確保するためにどのような配慮がなされているか。